

ナチ体制下のドイツにおけるカトリック・カリタス
——共存と抵抗のあいだで

中野智世

一 はじめに

ナチ体制下の国家・社会を語る際に、「強制的同質化（画一化、均質化）」（ドイツ語では Gleichschaltung）という言葉がしばしば用いられる。もともとは、「流れを整える」「乱れを整える」といった意味の電気工学の用語であったが、ナチの権力掌握の過程で行われた国家と社会の「ナチ化」政策を意味する政治用語に転用された¹⁾。反対派の弾圧と排除、多党制の解体、文化・思想の統制、職業団体からレジャー組織まであらゆる諸団体のナチ化など、文字通り、社会の全領域がひとつの同じ方向に強制的に「整えられ」、ナチ支配が確立していく過程を指す言葉である。こうした時代にあつて、「強制的同質化」を免れ、非ナチ組織として存続しえた数少ない団体のひとつが、本稿でとりあげるカリタスである。

カリタスとは、カトリック教会公認の慈善・福祉にかかわる諸組織の連合体である。ドイツ西南部のフライブルクを本拠地とする「ドイツ・カリタス連盟（Deutscher Caritasverband）」のもと、ナチの政権獲得時には、ドイツ全土におよそ四千の福祉・医療施設、八千を超える通所施設（幼稚園・保育所など）を有し、十二万の専従従事者を抱える大規模な組織体であった。ナチ時代に先立つヴァイマル共和国期においては、いわゆる非営利の公認民間福祉団体として、プロテスタント系諸組織の連合体である「ドイツ福音教会国内伝道（Innere Mission der deutschen evangelischen Kirche、以下「国内伝道」と略記）」とともに、福祉国家のサービスを担う存在でもあった。

周知のように、ヒトラーは、「民族共同体」に貢献しえない病者・弱者に目を向けるキリスト教慈善の倫

理を「誤ったヒューマニズム」と断じていた。ナチ・イデオロギーにおいては、「共同体の重荷」である病者・弱者の救済にかわって、有能で健康な者の保護と促進が優先されるべきであるとされており、福祉批判、福祉国家攻撃は、ヴァイマル共和国期におけるナチ・アジテーションの定番トピックでもあった。こうしたスタンスにもかかわらず、カリタスと国内伝道という二つのキリスト教系福祉団体は、ナチ体制下で解散させられることも、ナチ組織に吸収されることもなく、存続しえたのである。明らかに「反福祉」を志向するナチ国家において、なぜキリスト教系福祉団体に存続の余地があったのだろうか。

本稿では、右記の問いを出発点として、ナチ体制下におけるキリスト教系福祉団体のありようを検討する。「キリスト教信仰にもとづく福祉思想との対決」を掲げるナチ体制の下で、キリスト教系福祉事業はどのように展開したのか。また、ナチ・イデオロギーは、実際の福祉実践にどのような影響を及ぼしたのだろうか。こうした問題を考えるにあたって、本稿では、特にカトリック・カリタスに着目する。カリタスと国内伝道とは、ともに新旧両派の教会を後盾に持つ民間福祉団体として、一対でとりあげられることも多い。しかし、ことナチ時代における両者の間には、体制との距離や母体となる教会との関係をはじめとして、その行動に決定的な影響を及ぼす違いが存在した。国内伝道の指導部が、福音教会のなかでもナチを支持する勢力によって占められており、体制により近かったのに対し、カリタスは、教皇庁という体制外の権威を後盾に持ち、ナチに対する「免疫力」が相対的に高かったカトリック教会と結びついていたため、国内伝道よりは体制との間に距離があった。本稿では、特定の局面においては、より明確な「対抗勢力」となりえたカトリックの側に着目する。

ここで研究史を一瞥しておこう。国内伝道は、体制への「歩み寄り」への批判的関心もあって、早くから歴史研究の対象となったが⁽³⁾、カリタスについては、ながらくカリタス自身による回顧的な歴史叙述が中心であった。先述の「ドイツ・カリタス連盟」のアーキビスト、歴史家であるヴォラシユを中心とする一九七〇・八〇年代の先駆的研究⁽³⁾では、ナチ体制下のカリタスが如何に厳しい弾圧に晒され、存亡の危機をくぐり抜けてきたか、また、ナチ施策に対するカリタスの「抵抗」の局面が描かれた。他方、一九九〇年代に出された民間福祉団体全般を対象とするカイザー、ザクセ／テンシユテット、ハマーシユミットの著作⁽⁴⁾は、ナチとキリスト教系民間福祉団体——カリタスと国内伝道——との関係が単純な対抗の図式にはおさまらず、競合・共存の局面をも有していたとする。ことにハマーシユミットは、カリタスと国内伝道は、体制に欠くことのできない存在としてナチ国家の社会システムの一部をなしていたと結論づけた⁽⁵⁾。カリタスを体制の「犠牲者」、「抵抗者」と見るか、体制に「順応」した「協力者」とみるかは、どの局面に着目するかに左右され、今なお評価がわかれている⁽⁶⁾。とはいえ、これらの文献はいずれも概説的叙述であり、ナチ体制下のカリタスを正面からとりあげた包括的研究は、いまだ存在しない。史料制約もあり、現在まで明らかになっているのは、カリタス連盟を中心とする指導部の動向が中心で、各地の諸組織の対応については、後述する「安楽死」問題など、特定のトピックに限った事例研究がわずかにあるのみである。

本稿では、こうした研究状況をふまえ、まずは、ナチ時代におけるカリタスの対応を、下記の二点に留意しながら整理・概観することをめざす。まず、体制とカリタスとの関係性を、今なお議論にのぼる「抵

抗か協力か」といった二者択一ではなく、時代や局面ごとに異なりうる、より動態的なものとしてとらえる。もうひとつは、従来の分析が、カリタス連盟の指導者層の言動を主たる対象としていたのに対し、現場実践およびそこでの従事者——専門職員や修道女のほか、施設付き司祭などの下級聖職者——をも視野に入れる点である。むしろ、史料的に跡付けられる位相は限られているが、カリタスを一枚岩的な存在としてではなく、多面的で複雑な様相を併せ持つものとしてとらえることで、より差異化された、きめ細かな歴史叙述を目指したい。こうした分析を通して、最終的には、「反福祉」国家における民間福祉、ことに、世俗権力とは別の、宗教を基盤とする民間福祉がそこで果たす役割について考えることがねらいである。

以下では、まず、ナチ体制成立直後におけるカリタスの対応、ことに、組織の生き残りと体制との共存へ向けた模索を見た後（第二章）、体制側からの攻勢が強まる一九三〇年代半ば以降、様々な局面にわたって展開された両者の競合・対抗関係を検討する（第三章）。最後に、ナチ・イデオロギーとカリタスのアイデンティティが決定的に衝突する場となった、強制断種政策と、いわゆる「安楽死」問題を例として、カリタスの対応を検証する（第四章）。なお、主たる史料は、カリタス連盟の発行する定期刊行物、カリタス関係者の手による同時代文献、カリタス文書館所蔵の未刊行史料のほか、教会関係の史料集などである。

二 ナチ体制の成立とカリタス

本論に入る前に、そもそもカリタスとはどのような存在であるのかを押さえておこう。すでに述べたように、カリタスとは、カトリック系の慈善・福祉事業組織の連合体を意味する。その際、留意しなければならぬのは、カリタスが信仰の実践としての宗教的側面と、福祉事業としての公的な側面の双方を併せ持っているという点である。カトリックにおいて、カリタス＝隣人愛は教義の核となる概念であり、他者援助としての慈善行為は、信徒および教会がおろそかにすることの許されない義務であった。教会のミサにおける献金、小司教区での一般信徒による慈善活動、修道院立の孤児院・養老院運営、そこで従事する修道女・修道士など、カリタスにかかわる資金、組織、従事者は、いずれも宗教的な動機とつながりによって支えられていた。

他方で、そうした「慈善の行い」は地域の医療・福祉を草の根で支える「公的」な役割も有していた。中世はもちろん、近代以降においてもその活動は消滅することなく、自治体レベルではじまった行政との協働関係は、二〇世紀のヴァイマル共和国の下で正式に承認され、福祉事業における「公私協働の原則」として制度化されるにいたった。カリタスは、公認の民間福祉団体のひとつとして、福祉国家の社会的インフラの一角を担う存在となったのである⁷⁾。このように、カリタスとは、一方ではカトリック世界とそのネットワーク——いわゆる「カトリック・ミリュー」——に支えられ、他方では、行政や国家とも一定の関係を保持する、ある種「半官半民」の性格をもつ存在であった。

一九三三年に成立したナチ政権は、こうした前提を根底から覆す可能性を有していた。福祉国家攻撃の急先鋒に立ち、キリスト教慈善を根本的に否定していたナチ運動が政権についた時、カリタスは事態をどのように受け止め、どのように対応したのだろうか。カリタスの具体的対応をみる前に、その行動を大きく規定していたカトリック教会の、ヒトラーの政権掌握と「新しい国家」に対する姿勢を確認しておこう。

そもそも、一九三三年以前において、カトリック教会はナチ運動を明確に否定していた⁸⁰。ドイツ司教会議は、ナチ党綱領をカトリックの教えに反するものとして断罪し、信徒が黨員となることを禁じていた。その結果、ナチ党は、最後までカトリック選挙民の支持を集めることができなかった。しかし、ヒトラーが首相に就任すると、こうしたカトリック世界の一枚岩的な姿勢は大きく揺らぐことになる。大司教ら高位聖職者の態度を変える契機となったのは、一九三三年、就任直後のヒトラーおよび政府による親キリスト教的発言、そして、同年七月に政府と教皇庁との間で結ばれたコンコルダト（政教条約）であった。

まず、政権成立直後の政府声明は、キリスト教を「国民の道德生活の揺らぐことなき基盤」とうたい、ヒトラーも議会演説において、新旧両キリスト教宗派を「民族の保持に最も重要な要素」とし、「両宗派の権利と国家に対する教会の地位の不変」を公約した。こうしたヒトラーの言葉は、事態の成り行きを見守っていた司教団をひとまず安堵させ、従来の拒否から消極的承認へと、ナチ党への姿勢を転換させることになった。

また、コンコルダトの締結は、信徒や司教団の頭越しに、教皇庁とナチ政権下のドイツ政府とのあいだで、宗教問題についての直接の合意がなされたことを意味した⁸¹。この協定によって、ドイツ国家はカ

トリックの信仰および宗教行為の自由を保障することとなり、宗派学校やカトリック系の諸組織も——非政治的な活動に限定されていたとはいえ——国家によって保護されることになった。後に、これらの規定は全く無視されることになるのだが、当初、カトリック教会は、これによって教会の権利と自由が守られたとして高く評価した。つまり、ナチ政権の成立からわずかの間に、教会指導者たちは、ナチ政権との共存が可能であると考えるようになっていた。

こうした共存を模索する動きは、カリタスにおいても同様であった。カリタス指導部にとって何より重要だったのは、新体制のなかでまずは組織を存続させることであった。政権樹立から数カ月の間に、各方面で「強制的同質化」が進み、各種団体が次々と解体されナチ系組織に統合されつつあるなかで、カリタスも解体され、ナチ組織に吸収されてしまうのではないか——そうした懸念を現実味のあるものとしたのは、ナチの政権掌握後、突如、党公認の福祉組織として登場した「ナチ民族福祉団 (Nationalsozialistische Volkswohlfahrt e.V.)」である⁽⁹⁾。元来、ナチ党は福祉事業に関心が薄く、ナチ民族福祉団の前身も、「経済的に困窮した党員の支援」のため、一九三二年にベルリンで結成されたローカルな一組織にすぎなかった。ところが、「ナチ的福祉事業」にプロパガンダとしての価値を見出した宣伝相ゲッベルスの後押しにより、同組織は、一九三三年五月、「民族福祉にかかわるすべてを管轄する党組織」として突如ヒトラーに公認されるにいった。これは、福祉領域における「強制的同質化」の布石であるように思われた。

しかし、その後の数カ月の展開は、こうしたカリタス指導部の懸念を一掃することになる。まず、一九三三年六月、プロイセン内相ゲーリングは、福祉事業における公私関係、すなわち公的福祉と民間福

社との協力に関する回状を発表し、新体制において、公的福祉にかわって民間福祉が促進されることを掲げた¹¹⁾。この主張は、ヴァイマル福祉国家批判として繰り返されてきたナチのプロパガンダ、すなわち「悪しき官僚主義」、自助を阻害する「公的」支援など——を受けたものであったが、そこで行政に代わるオータナティヴとしてあげられたのが民間福祉であった。ここでは、ことに「宗派系」福祉に言及しつつ、公的福祉を縮小する一方、これまで以上に民間福祉を拡大することを指示していた。

その後、七月に入ると、一部の民間福祉団体の排除と民間福祉全体の「再編」とが、並行して矢継ぎ早に進められた。共和国期においては、カリタスや国内伝道、ユダヤ系福祉団体、あるいは社会民主党の「労働者福祉事業団」など、さまざまな思想信条を核とする非営利民間福祉団体が、「民間福祉頂上七団体」¹²⁾として公認されていたが、このうち、労働者福祉事業団、キリスト教労働組合を基盤とする「キリスト教労働者福祉事業団」の二団体が解散に追い込まれた。また、リベラル派の「無宗派福祉連盟」は、ナチ民族福祉団に吸収される形で消滅した¹³⁾。

七月二五日、ライヒ労働省・内務省が、「頂上団体」として——つまり、公的助成を受けつつ福祉事業を担う民間福祉組織として——あらためて認可したのは、ナチ民族福祉団、国内伝道、カリタス、ドイツ赤十字——ナチの「指導」の下、戦争救護に特化した事業体となっていたが——の四つであった。ユダヤ系福祉団体は存続していたものの、頂上団体としては認可されず、公的助成の対象から排除された。そしてその二日後、ナチ民族福祉団を率いるヒルゲンフェルト (Erich Hilgenfeldt) は、「我々は過去と完全に断絶するつもりはなく」、「民間福祉団体の豊かな経験を生かし」て、「今ある事業を継続していく」こと、そし

て、「国家を支持する全ての諸団体との協力」を呼びかけた¹⁴⁾。

こうした態度の背景には、ヒルゲンフェルト自身はプロバガンダの専門家であり、福祉事業に関しては全くの素人であったことがある。公認されたばかりのナチ民族福祉団は党内基盤も弱く、数千人のメンバーを有するのみで組織らしい組織もまだ持っていなかった¹⁵⁾。また、ヒルゲンフェルト自身が端的に述べているように、健全者はナチ民族福祉団に、病者は他の民間団体に委ねる、といういわば業務分担が構想されていたことも一因であった¹⁶⁾。そもそも、優生学と人口政策を基本イデオロギーとするナチ民族福祉の目標は、民族共同体の健全化、そのためのドイツ民族の健全育成にあり、その対象は共同体の将来を担いうる健康で有能な者、ことに児童・青少年や母子であった。民族の「退化」を引きおこすとされた「劣等分子」——病者や障害者等——に対する福祉は不要であるか、せいぜい最低限で十分¹⁷⁾であり、彼らへの福祉事業は、これまで通り、カリタスら宗派系組織に委ねればよいとされたのである。さらに、ヒルゲンフェルトと知己の間柄であったカリタス連盟総監クロイツ (Benedict Kreuz) の働きかけも効を奏し、カリタスは、国内伝道とともに「強制的同質化」を免れ、公認民間福祉団体としての地位を従来通り保持したのであった¹⁸⁾。

こうした政府による公認と並んで、あるいはそれ以上に大きな意味をもったのは、カリタスにとっても、やはりコンコルダートの締結であった¹⁹⁾。コンコルダートは、宗教や文化、慈善目的に仕えるカトリック系組織・団体に対する国家の特別な保護を定めた(三一条)。さらに、医療や慈善に携わる修道会立の施設や基金の保持、現場の従事者として欠くことのできないマンパワーである修道女・士の活動も、制限を受

けることなく活動することが保障されたのである（二三条、一五條）。これにより、カリタスは、カトリック教会と緊密に結びついている限りは、その存在の保障を得ることができるとは思われた。ここでも先のクロイツが奔走し、ドイツ司教会議に働きかけて、教会とカリタスの一体性をあらためて宣言させることに成功した。すなわち、「教会とカリタスは内的に一体」をなしており、「カリタスの禁止は教会の使命を奪う」ことに他ならないことが、司教教書によってあらためて表明されたのである²⁰。

このように、カリタスは、ナチ政権成立から半年余りのあいだに、国家と教会の双方から、組織の認知と伝統の保障を取り付けることに成功した。一九三四年、クロイツは、自負とともに一九三三年をふりかえって次のように総括している。「このようにして、ドイツ・カリタス連盟に組織されたカリタスは、民間福祉頂上団体として二つのライヒ省庁に認可されただけでなく、ドイツ・カトリック教会の指導者である司教下下の御意志によって、あらためて公認された存在として、第三帝国に足を踏み入れたのである。」²¹

三 ナチ民族福祉団との競合と対立

・ナチ民族福祉団の伸長

「新しい国家」において、さしあたり従来の立場を守ったかに見えたカリタスであったが、早くも一九三四年初頭には、急速に組織を拡大したナチ民族福祉団の攻勢に晒されることになった。以後、カリタスは、様々な局面でこのナチ民族福祉団との対決を強いられることになる。

当初、何の活動の基盤も組織ももたなかったナチ民族福祉団は、「強制的同質化」により解散・禁止された労働者福祉団、無宗派福祉連盟の資産や施設を接収するとともに、国内伝道から経験ある人材をリクルートし²²⁾、組織の確立を図った。しかし、全国組織への急速な拡大を可能にしたのは、宣伝相ゲッベルスが「ドイツ民族のための冬季救済事業 (Winterhilfswerk des deutschen Volkes、以下、冬季救済事業と略記)」²³⁾の実施をヒルゲンフェルトに委託したことである。「飢えと寒さとの闘い」をキャッチフレーズに、党組織、官庁、地方自治体、企業などを総動員した全国的募金活動の実施を任されたナチ民族福祉団は、各地の党組織と連動して全国に支部を作り、大量の人員を集めて、急速に組織を拡大した。当初数千人だったナチ民族福祉団の団員は、これにより、三三年末には一万人を越えるにいたる²⁴⁾。また、同じころ、ナチ党内に「民族福祉局 (Amt für Volkswohlfahrt)」が新設され、その局長のポストをヒルゲンフェルトが兼任するにいたって、民族福祉団は党内でも確固たる基盤を持つこととなった。

ナチ民族福祉団の急速な拡大は、カリタスをはじめとする民間福祉頂上団体との関係にも影響を及ぼした。「頂上団体」としてナチ政権成立後もなお公認されていた四つの民間福祉団体は、当初、「ドイツ民間福祉全国連合 (Reichsgemeinschaft der freien Wohlfahrtspflege Deutschlands)」を結成し、相互に対等な立場での協働を取り決めていた。しかし、一九三四年に入ると、これら四団体は、「民間福祉頂上団体協働連合 (Arbeitsgemeinschaft der Spitzenverbände der freien Wohlfahrtspflege)」として、上述の党組織である「民族福祉局」の下に——そしてその局長はヒルゲンフェルトである——置かれることとなった。各団体の自立性と独立性の不可侵を掲げつつも、形式上、すべての民間福祉団体は、ナチ民族福祉団の長であると同時に

党の民族福祉局長であるヒルゲンフェルトの下で、「ナチ国家の世界観に沿って」、統一的かつ効率的な民間福祉の活動を展開を図ることとされたのである²⁵。以後、ナチ民族福祉団は、カリタスをはじめとする他の民間福祉団体に対してヘゲモニーを握るため、様々な局面で圧力を強めていく。以下では、公的助成や募金をめぐる財政面での締め付けと、福祉事業の現場における競合をみてみよう。

・財政面での攻勢

民間福祉頂上団体は、共和国期以来、ライヒ、州、自治体など様々なレベルで公的助成を受けていた。世界恐慌以来、補助金の総額は激減していたとはいえ²⁶、公的補助金は各団体の活動を支える大きな資金源であった。ナチ民族福祉団が試みたのは、こうした補助金の分配に対する政治介入である。補助金の分配比率は、各団体の規模——具体的には、施設等の定員数——を基準としており、多くの施設を有するカリタス、国内伝道に有利であった。ヒルゲンフェルトは、ナチ民族福祉団以外の団体への助成を廃止すべく、政府に働きかけている。労働省の反対によりライヒレベルでは不首尾に終わったが、自治体レベルでは、ナチ民族福祉団が助成金を独占し、カリタスら他の民間福祉団体が助成対象から排除されるところもあらわれた²⁷。

公的助成と並んで介入対象となったのは、カリタスをはじめとする民間団体が伝統的に主たる財源獲得の手段としてきた募金活動である²⁸。まず行われたのは、募金活動時期の制限であった。一九三四年、先述の冬季救済事業の成果をあげるため、毎年、同事業の募金活動が行われる十一月から三月の間は、他の

団体による募金活動が禁止されることになった。例年、秋の収穫時期の募金活動の収益からその年の支出を賄っていたカリタスの施設も多く、秋冬の募金活動の禁止は大きな打撃となった。また、同年一月月に制定された募金法は、募金行為自体を認可制とし、行政の監視下に置くことを規定した。一九三五年、カリタスの申請した戸別および街頭募金は認可を得たうえで行われたが、ミュンヘンやアウグスブルクなど一部の都市では、親衛隊、突撃隊、ヒトラー・ユーゲントなどのナチ組織による妨害が相次ぎ、結局、バイエルン州では警察当局によって募金活動が禁止されることになった。翌一九三六年になると、全国的な募金活動は六月の一三、一四日の二日間に限定され、しかも、全ての民間団体による同時開催となった。これはもちろん、各団体にとって募金額の減少を意味した。そして一九三七年以降になると、カリタスをはじめとする民間福祉団体はすべての募金活動から締め出され、募金活動を行えるのはナチ民族福祉団とその関連組織のみとなった。

こうした露骨な締め付けに対し、カリタス連盟総監のクロイツは、ヒルゲンフェルトに抗議し、冬季救済事業の収益の一部を、独自の募金活動を見送るかわりに相応の補償として分配するよう求めたが、効果はなかった⁹⁾。対抗措置として絶大な効果を上げたのは、教会によるバックアップであった。募金活動がほぼ禁止されたなかでも、「公法上の宗教団体」である教会内での礼拝時における献金だけは例外として認められていたため、クロイツは、ドイツの全ての大司教区において、共同で「カリタス特別献金」を実施するよう司教会議を通して呼びかけた。一九三七年、二十七の大司教区で行われたカリタスへの特別献金は、二百万ライヒスマルクに達し、その額は以後も増え続け、一九四四年には八六〇万マルクにのぼっ

た³⁰⁾。教区民による献金意欲は、ナチ体制下にあっても衰えず、カリタスを支えたのであった。

・組織への攻撃

資金源を断とうとする試みと並行して、実際の福祉事業においても激しい縄張り争いが繰り広げられた。主戦場となったのは、ナチ民族福祉団とカリタスの利害がぶつかる児童・青少年、母子を対象とする福祉事業である。これらの領域は、従来、カリタスをはじめとする宗派系団体の牙城であった、両者の対立・競合が鮮明にあらわれた例として、以下では、児童保育と地域保健・医療の二つの領域をみていこう。

幼稚園や保育所は、カリタスと国内伝道が伝統的に担ってきた社会インフラで、しばしば教会に併設されていた宗派別の幼稚園は、宗派中立の公立幼稚園ができるようになった共和国期においても、なお全体の八割近くを占めていた。なかでも、カリタスは、三千五百近くの施設数を擁する最大の担い手であった。ナチ民族福祉団は、「ナチ・イデオロギーにもとづいた教育」を幼少期から実現すべく、一九三四年からこの分野に乗り出した。一九三五年末には早くも一〇〇〇を超える幼稚園、七五〇の農繁期一時保育所を新設し、一九三九年までに、その数はそれぞれ八千、および、七千へと急増した³¹⁾。それと並行して、カリタスなど宗派系の幼稚園は新設を禁じられ、一部は閉鎖され、ナチ民族福祉団に移譲されるなど、様々な妨害措置に見舞われた。

地域保健・医療もまた、ローカルな草の根レベルで行われてきた宗派系民間福祉の独壇場であった。小教区ごとに訪問看護ステーション (Gemeindepflegungstation) が設けられ、カトリックの修道女やディアコ

ニッセ（プロテスタントで社会奉仕に従事する女性）などの看護婦が常駐し、農村部の地域医療・看護の担い手となっていた。ナチ民族福祉団にとって、地域社会と直接かかわる訪問看護は、ナチ世界観の啓蒙においても、また、優生学的観点に立つ母子保健事業等の実践においても重要な領域であった。そこで、「ナチ看護婦会（NS-Schwewenschaft）」が創設され、独自の看護人材の育成を促進するとともに、ナチ訪問看護ステーションの設置がはじめられた。一九三四年に六〇だったナチ訪問看護ステーションは、一九三六年には一九〇〇を数え、ナチ看護婦会も、七五〇〇人の看護婦を擁するにいたった³²⁾。このころ、約三〇〇か所のカリタス訪問看護ステーションが民族福祉団によって接収されたという³³⁾。

その他、ナチ体制下で廃止、あるいはナチ民族福祉団に接収された事業・施設は、カリタス側の記録によれば、以下のとおりである³⁴⁾。まず、カリタスが運営、あるいは協力する約三五〇か所の駅舎善隣事業（Bahnhofsmision）は一九三九年秋までに廃止され、その業務はナチ民族福祉団の手に移譲された。また、カトリック女性に対する職業紹介所約一三〇も、活動停止を命じられた。従事者養成機関では、幼稚園教諭、青少年指導員養成校三五、ソーシャルワーカー養成のためのカトリック系女子社会事業学校二校が廃止されている。

このように、ナチ民族福祉団は様々な回路を通じて福祉事業のヘゲモニーを握ろうとした。しかし、こうした試みは結局は成功せず、カリタスの事業においても、その根幹が揺らぐほどの事態には至らなかった。確かに、カリタスの財政は圧迫され、少なからぬ施設・機関が閉鎖に追い込まれ、特定の領域では事業の縮小を余儀なくされた。とはいえ、全体として、カリタスの数的優位は変わらなかった。たとえば、

ナチ看護婦会の擁する看護婦七五〇〇人に對し、カリタスの看護婦は九万人、ナチ訪問看護ステーション一九〇〇に對し、カリタスのそれは五二〇〇であつた³⁵。また、カリタスの主力である病院や老人ホーム、障害者施設、児童養護施設等、いわゆる施設福祉は、そもそもナチ民族福祉の対象外であり、従来の規模がそのまま維持された。医療・施設福祉には専門人材——医師や看護婦、ケアを担う施設職員など——が不可欠であるが、カリタスが有する七〇八万の修道女を含む十二万のマンパワーは、他の追隨を許さなかつた。

ナチ民族福祉団の攻勢、そしてカリタスとの競合は、一九三九年、第二次世界大戦の開始とともに終止符が打たれた。カリタスの有する組織と人材、ことに医療サービスは、戦争遂行にとって不可欠なものとなつたからである。福祉事業全体が、平時から戦時にシフトしていくなかで、カリタスは、国内伝道と並んで、体制にとって代替のきかない社会インフラの供給者となつた。結局のところ、体制の後押しを受け、ナチ民族福祉団の攻勢にもかかわらず、カリタスはその組織と活動基盤を守り通したといえよう。

四 ナチ・イデオロギーとの対立——強制断種と「安楽死」をめぐる

これまで見てきたように、カリタスは、ナチ民族福祉団と対立・競合しつつも、その組織を守つた。では、他者援助や弱者救済といったカリタスの理念——ナチの人間観・福祉観とは大きく異なる——もまた守られたのだろうか。これまでみてきたように、ナチ民族福祉団は健常者の福祉に傾注し、病者・弱者の

福祉には関心を示さず、その実施はカリタスと国内伝道に委ねられていた。しかし、周知のように、ナチ体制下では、健常者の包摂だけでなく、病者・弱者の排除の政策も積極的に行われたのである。以下では、カリタスの理念とナチ・イデオロギーとの対立が最も鮮明に立ち現われる、強制断種政策および「安楽死」に対するカリタスの対応を検討していこう。

・強制断種・不妊手術政策とカリタスの対応

断種法は、優生思想にもとづいて、病者や障害者といった「劣等分子」を将来的に排除しようとするもので、すでに共和国末期から法制度化が検討されていた。ナチ政権成立から半年後の一九三三年七月に制定された「遺伝病子孫予防法」は、遺伝病患者³⁶への断種・不妊手術を、任意、強制を問わず合法化するものであった。同法が公布された時、カトリック教会の態度はすでに決定済みであった³⁷。同法の制定に先立つ一九三〇年、ときの教皇ピウス十一世は、回勅「カステイ・コンスビイ」によって、全面的な断種の拒否を表明していたからである³⁸。それ以前、ドイツのカトリック教会のなかにも、優生学に共鳴し断種を支持する論者が存在したが³⁹、この回勅によって教会の姿勢は決し、同法の制定後、ドイツ司教会議は直ちに反対の立場を表明した。司教らの抗議もあって、断種法の施行規則にはいくつかの例外規定が設けられ——当該者が隔離施設に入所している場合、手術によって生命の危険が生じる場合、そして一〇才以下の児童の場合は断種を免れることになった——たものの、法自体は覆らなかつた。そこで、司教会議は、法案が施行される一九三四年には、信徒に対し自ら断種を申請したり、他者の断種を申請することを

禁じる旨の告知を発表した⁴⁰⁾。

カリタスの病院、施設にとつては、カトリックの患者・入所者を断種から守ること、そして、カトリック信徒の医師や施設職員を「良心の葛藤」からどう守るかが問題となった。医師や看護婦らは該当者の申告を法的に義務付けられており、外科手術の執行および補助をも職務として引き受けなければならなかったからである。カリタス連盟総裁クロイツは、「カトリック施設においては、法の適用は緩やかになされる」との約束をライヒ内務省参事官ギュット (Arthur Gütt) からとりつけており、各地の施設に対しても、可能な限り断種の実施を阻止するよう勧告してはいたが、実際には法の定める断種措置を防ぐことは困難であった⁴¹⁾。カリタスは、断種を防ぐ手段として施設への収容を進めようとしたが、そのためには、「生殖の可能性が全くない」、外界から遮断・隔離された施設として、まず認可される必要があった。施設のなかには、隔離施設として認可されるために、建物の周囲に柵を巡らしたり、戸外での活動禁止などの措置をとったところもあったが、当然のことながら、こうした措置は入居者にとつては不評であった⁴²⁾。しかも、断種を免れるために、当事者自身が自発的に施設での生活を選んだ場合、施設入居費への国からの補助金は期待できなかつたため、費用の問題を解決しなければならなかつた⁴³⁾。

カトリックの医師や職員の「良心の葛藤」への対応は、聖職者によつて様々な指針が出されている。一切の「協力」を禁止するものから、断種の「申請」ではなく「申告」なら「協力」とはみなさないとするもの、看護婦の場合、手術の実施における補助は許されないが、器具の準備までなら認められるなど、どこまでが許されるかの線引きは様々であつた⁴⁴⁾。また、カトリック系施設ではなく、公立の施設や病院で

勤務する従事者の場合、職務拒否はポストを失うことに直結し、ことにカトリック系看護婦がナチ看護婦にとつてかわられることにより、病院内での「霊的なケア」——終油の秘跡など——が不可能になることから、情状酌量も認められた。一切の協力を拒否し、有罪となった看護婦の例もあるが⁴⁵⁾、こうした例はおそらく多くはなかったと思われる。

全国各地の施設における実態は、現在の研究状況では断片的にしか明らかになっていない。中には、隔離施設の入所者にも断種がおこなわれたケースがあり、個々の施設、個々の事例によつて様々な対応があつたと思われる。カリタスの施設における断種の犠牲者数についても、総数は不明である⁴⁶⁾。

・「安楽死」作戦とカリタス

強制断種が、「断種法」という法的根拠をもち、法の定める手続きに沿つて進められたのに対し、「安楽死」作戦は、一九三九年、ヒトラーの命令による秘密作戦としてはじまった。周知のように、この作戦は、精神病患者や障害者を、「共同体の重荷」、「生存の価値なき生命」として組織的に殺害することを目的とした。将来世代における「劣等分子」の排除をめざした断種法とはことなり、目前のコストとなる病者を「無駄飯食い」として文字通り「処分」するもので、第二次世界大戦下、次第に半ば見境のない集団殺害へとエスカレートしていく⁴⁷⁾。

精神病院、癲癇患者や知的障害児の施設など、全国一〇〇余り、約三十万床を擁するカリタスの施設も、この「安楽死」作戦の標的となつた⁴⁸⁾。一九三九年秋以来、まずは、いわゆる「T4作戦」⁴⁹⁾のもと、ライ

ヒ内務省により、各施設の入院患者・入所者についての一斉調査が行われ、その後、特定の患者・入所者が「安楽死」施設に移送され、秘密裏に殺害されていた。様々な偽装工作が施されていたにもかかわらず、あまりにも多くの人々の「不自然な死」は人々の耳目を集め、「安楽死」の実態はまもなく公にも知れ渡ることになる。

各地の施設から問い合わせを受けたクロイツは、一九四〇年八月、傘下の諸施設に向けた緊急アンケートを行い、その時点ですでに八つの施設から一五〇〇人余りの患者・入所者が移送されていることを確認している⁵⁰。これを受けて、ドイツ司教会議では、カトリックの諸施設が「安楽死」に協力することを禁じる決議を行った⁵¹。カリタスの名誉会長でもあったフライブルク大司教のグレーバー、ドイツ司教会議議長ベルトラムら、高位聖職者も相次いで政府への抗議を行い、一九四一年八月には、良く知られているように、ミュンスター司教ガーレンによる「安楽死」告発の説教が行われた⁵²。人々のあいだに不安が広がり、抗議行動も起こる中で、ヒトラーは「T4作戦」の一時中止を命じたと言われる。しかし、その後も「野生化した（分散化・地域化した）安楽死」と呼ばれるように、各地方当局、あるいは、各地の病院・施設長のイニシアティブによる殺害は続いた。一九四三年六月には、教皇ピウス十二世の回勅「ミステチ・コルポリス」が、障害者や病者の殺害を神と自然の法に反するものとして糾弾し⁵³、九月にはドイツ司教会議も、「十戒に関する共通教書」において、公に向けた抗議を表明している。

当時のカリタスの現場での対応について、戦後のインタビューやアンケートは、個々の「抵抗」を断片的に伝えている。例えば、調査用紙の記入・返送を拒否する、意図的に遅らせる、病状や労働能力につい

て患者に有利なように虚偽の回答をする、危険が迫っていることを患者の家族に知らせ、家族の元に引き取るよう促す、「安楽死」施設への移送バスが来る時刻に患者や入所者を戸外に連れ出し、身を隠させる、「移送」が予告されていない別の施設に一時的に移す、引き渡しを拒む、等々である⁵⁴。しかし、こうした個別の「抵抗」が移送を阻止することは実際には困難であったと思われる。カリタスが引き受けていた患者・入所者は、重度の精神障害者など、そもそも家族の元におくことが困難な人々も多く、施設からの引き取りも容易ではなかった。また、しばしば親衛隊やナチ看護人も随行し、暴力的に行われた移送を妨げること自体、地方当局の「見逃し」など特別な事情がなければ不可能であった。さらに、戦後のアンケートの回答をみると、初期の「T4作戦」において移送を求められたのは行政から公費で施設保護を委託された患者であり、移送を拒否する場合には、その後の保護における費用負担の問題が立ち上がったこと、あるいは、戦争末期には疎開を目的とする移送命令も多かったことから、現場での状況判断も容易ではなかったと思われる⁵⁵。

いずれにせよ、「安楽死」の実態が明らかになり、聖職者や犠牲者の家族の抗議が続く中でも殺害は続けられた。カリタス連盟が、戦後、西ドイツ地域の施設を対象に行ったアンケートによれば、カリタスの施設入所者で「安楽死」の犠牲となったものはおよそ一万人とされている⁵⁶。旧東ドイツ地域の施設については不明だが、そちらも合わせれば、その数はさらに増えることになる。

このように、強制断種政策と「安楽死」作戦は、いずれもカトリック教会が原則的に否定していたにもかかわらず、カリタスの実践現場において、その「原則」を貫徹することは——個々の勇気ある「抵抗」

はあったにせよ——困難であった。このことは、弱者救済としてのカリタスのアイデンティティを大きく揺るがすものであったといえよう。

五 おわりに

本稿のまとめにあたり、あらためて最初の問いに戻って、ナチ体制下のカリタスをどのように歴史的に位置づけることができるのか考えてみたい。カリタスはなぜ「強制的同質化」を免れ、非ナチ組織として存続することができたのか、そして、そこでの福祉事業とはどのようなものであったのだろうか。

まず、確認できるのは、カリタスは、ナチ体制下にあっても一定の自律性を保持しうる存在であったということである。カトリック教会という後ろ盾を持ち、一定の凝集性を持つ信徒に支えられていたカリタスは、たとえ国家の支援がなかったとしても、独自の組織、人材によって事業を継続することが可能であった。体制側の妨害にあっても衰えぬ信徒の献金、「無償のマンパワー」として従事する修道女——ナチ体制下では九万七千人と過去最高の水準に達した⁵⁷⁾——、あるいは、各地に広がる訪問看護ステーションなどの草の根のネットワークは、容易には揺るがなかった。

そして、体制側もそれを理解していた。医療・福祉事業を担う「民間最大手」であったカリタスは、そもそも代替の困難な存在であった。一二〇〇万人の団員を数える党内屈指の大組織となったナチ民族福祉団も、カリタスを福祉事業から追いだすことはできなかった。ましてや、戦争遂行をプログラムに含むナ

チ国家にとつて、カリタスの有する社会的インフラ、ことに医療サービスの組織と人材は必要不可欠であった。そうした組織的・人的基盤の優位性に依拠しつつ、カリタスは、時には共存と協力、時には競合と抵抗とその都度バランスをとりながら、行動の余地を探っていたといえよう。

その結果、カリタスはナチ体制を福祉の領域で支えながらも、同時に、体制内の「異物」として、局面によつては、体制に公然と抗議しうる、ある種の「阻害要因」としても機能した。また、バチカンや司教の与える指針は、たとえそれがナチの防波堤としての役割を十分果たせなかつたとしても⁵⁸、ナチ・イデオロギーとは異なる論理・異なる世界観を提示した。そして、それを様々な局面で体现する役割を果たしたのがカリタスであった。

とはいえ、強制断種や「安楽死」といった排除の政策を前にして、他者援助、弱者救済としてのカリタスの理念は大きく揺るがざるをえず、このことは、その後も長く尾を引くことになる。戦後西ドイツで行われた「安楽死」裁判、あるいは、一九八〇年代以降ようやく本格化した「安楽死」の歴史的検証において最も厳しく問われたのは、カリタスがナチに「加担」したか否かであった。ナチ時代のカリタスをめぐる歴史研究も、その多くがこの問題に関心を集中させ、冒頭で述べたように、「抵抗か協力か」をめぐる。は今なお議論が続いている。さらに近年では、強制断種や「安楽死」の犠牲者一人ひとりを折念するため、遺族による掘り起こしが各地で進んでおり、カリタスの諸施設も対応を迫られている⁵⁹。ナチ時代から七〇年あまりを経て、この問題はカリタスの歴史的アイデンティティに容易ならぬ遺産を残したといえよう。

〔付記〕本稿は、平成二八・二九年度成城大学特別研究助成による成果の一部である。

- (1) 成瀬治ほか『世界歴史大系 ドイツ史③』山川出版社、一九九七年、二〇八頁。
- (2) 国内伝道については個別研究も多く出ているが、ここでは下記を参照。Strohm, Theodor/Thierfelder, Jörg (Hg.), *Diakonie im „Dritten Reich“: Neuere Ergebnisse zeitgeschichtlicher Forschung*, Heidelberg 1990; Friedrich, Norbert/Jähnichen, Traugott (Hg.), *Sozialer Protestantismus im Nationalsozialismus. Diakonische und christlich-soziale Verbände unter der Herrschaft des Nationalsozialismus*, Münster 2003.
- (3) Borgmann, Karl, „Der Deutsche Caritasverband im „Dritten Reich““, in: *75 Jahre Deutscher Caritasverband 1897-1972*, Freiburg 1972, S. 92-99; Wollasch, Hans-Josef, *Beiträge zur Geschichte der Deutschen Caritas in der Zeit der Weltkriege*, Freiburg i. Br. 1978, S. 154-160; Gatz, Erwin, „Caritas und soziale Dienste“, in: Rauscher, Anton (Hg.), *Der soziale und politische Katholizismus. Entwicklungslinien in Deutschland 1803-1963*, Bd. II, München/Wien 1982, S. 312-351, hier 340-343, 「カトリック」の参照。Wollasch, Hans-Josef, „Caritas im Dritten Reich und im Zweiten Weltkrieg“, in: Gatz, Erwin (Hg.), *Caritas und soziale Dienste*, Freiburg i. Br. 1997, S. 240-252; Wollasch, Andreas, „Caritas im Umbruch – Von der Weimarer Republik zur NS-Zeit. Thesen und Beispiele“, in: Ote, Hans/Scharf-Wrede, Thomas (Hg.), *Caritas und Diakonie in der NS-Zeit. Beispiele aus Niedersachsen*, Hildesheim u.a. 2001, S. 9-27.
- (4) Kaiser, Jochen-Christoph, „NS-Volkswohlfahrt und freie Wohlfahrtspflege im „Dritten Reich““, in: Otto, Hans-Lwe/Sinker, Heinz (Hg.), *Politische Formierung und soziale Erziehung im Nationalsozialismus*, Frankfurt a. M. 1991, S. 78-105; Sachße, Christoph/Tennstedt, Florian, *Der Wohlfahrtsstaat im Nationalsozialismus. Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*, Bd. 3, Stuttgart u.a. 1992; Hammeschildt, Peter, *Die Wohlfahrtsverbände im NS-Staat. Die NSV und die konfessionellen Verbände Caritas und Innere Mission im Gefüge der Wohlfahrtspflege des Nationalsozialismus*, Opladen 1999. 「ナチズム」の解き引きの参照。Kuhlmann, Carola, „Konfessionelle Wohlfahrtsorganisationen in der NS-Zeit zwischen konkurrierender Kooperation, christlicher Identitätswahrung und Verweigerung“, in: Lob-Hüdepohl, Andreas/Eurich, Johannes (Hg.), *Aufblitzen des Widerständigen. Soziale Arbeit der Kirchen und die Frage des Widerstandes während der NS-Zeit*, Stuttgart

2018, S. 76–97.

- (5) Hammerschmidt, 1999, S. 562. ハマーシュミットは、国内伝道とカリタスとを区別することなく併せて論じているので、これをそのままカリタスにあてはめることはできないが、こうした理解は、カリタス連盟の歴史を概観したフリーの小論にも引き継がれている。Fie, Ewald, „Zwischen Katholizismus und Wohlfahrtsstaat. Skizze einer Verbandsgeschichte der Deutschen Caritas“, in: *Jahrbuch für Christliche Sozialwissenschaften*, 38 (1997), S. 21–42.
- (6) こうした議論の枠組みは、ナチ体制と教会の関係に関する論争とも軌を一にしている。この問題についての主要な論争の概観は、Blaschke, Olaf, *Die Kirchen und der Nationalsozialismus*, Stuttgart 2014。カトリックの立場からの整理は、Hummel, Karl-Joseph/Kibener, Michael (Hg.), *Die Katholiken und das Dritte Reich. Kontroversen und Debatten*, 2. Aufl., Paderborn u.a. 2010.
- (7) 共和国期の「公私協働体制」の成立、および、共和国末期までのカリタス前史については、拙稿「福祉国家を支える民間ボランティアリズム——二〇世紀初頭ドイツを例として」高田実・中野智世編著『福祉（近代ヨーロッパの探究⑮）』ミネルヴァ書房、二〇一二年、一九七—二二六頁、同「カトリック慈善の近代——ドイツ・ヴァイマル福祉国家におけるカリタス」中野智世ほか編著『近代ヨーロッパとキリスト教——カトリシズムの社会史』勁草書房、二〇一六年、二九三—三二二頁、Mauer, Catherine, *Der Caritasverband zwischen Kaiserreich und Weimarer Republik. Zur Sozial- und Mentalitätsgeschichte des caritativen Katholizismus in Deutschland*, Freiburg 2008.
- (8) 以下、カトリック教会とナチ政権との関係については、さしあたり、河島幸夫『ドイツ現代史とキリスト教——ナチズムから冷戦体制へ』新教出版社、二〇一一年、第一章「ナチスの政権掌握とカトリック教会」、三一頁以下、第三章「回勅『深き憂慮に満たされて』の背景と意義」、八七頁以下を参照。
- (9) ドイツでは、すでに一九二〇年代以降、バイエルン、プロイセン、バーデンの各州政府との間でコンコルダートが締結されていた。コンコルダートとその評価をめぐる議論については、河島、二〇一一年、三六六頁以下。
- (10) 以下、ナチ民族福祉団については、Sachße/Tennstedt, 1992, S.110ff; Hammerschmidt, 1999, S. 152ff.
- (11) 文面は、カリタス連盟総裁クロイツの下記の論考に掲載されている。Kreutz, [Eneidich], „Vom Weg der Caritas im Umbruch der Zeit. Jahresschau 1933 des Deutschen Caritasverbandes“, in: *Jahrbuch der Caritaswissenschaft*, 1934, S. 5–17,

hier 8-10.

- (12) カリタス、国内伝道、労働者福祉事業団のほか、「ドイツ赤十字」、「キリスト教労働者福祉事業団」、「無宗派福祉連盟」、「ユタヤ中央福祉事業団」の七団体で、国内の福祉・医療組織は、この七団体のいずれかの傘下に入る。こゝで、公的認可と補助を受けることができた。参照：拙稿、二〇一二年、二二三頁以下。
- (13) Hammerschmidt, 1999, S. 156ff
- (14) Kreuz, 1934, S. 6f.
- (15) Sachße/Tennstedt, 1992, S.111; Hammerschmidt, 1999, S. 152ff.
- (16) Kreuz, [Benedict], „Caritasarbeit im neuen Deutschland“, in: *Caritas. Zeitschrift für Caritaswissenschaft und Caritasarbeit* (以下 *Caritas* と略記), 41. Jg., H. 11, November 1936, S. 393-402, hier 399.
- (17) Althaus, Hermann, *Nationalsozialistische Volkswohlfahrt*, 1935, Berlin S. 18.
- (18) Wollasch, 1978, S. 157f.
- (19) カリタスに関わるコンコルダートの規定について、詳しくは以下を参照。Joerger, Kuno, „Reichskonkordat und kirchliche Caritasarbeit“, in: *Caritas*, 38. Jg., H. 8, August 1933, S. 329-334.
- (20) Kreuz, 1934, S. 10f.
- (21) *Ibid.*, S. 11.
- (22) Hammerschmidt, 1999, S. 155ff. 例えば、ヒルゲンフェルトに次ぐナンバーツーで、実務を取り仕切ったアルトハウス (Hermann Althaus) をはじめ、ナチ民族福祉団指導部には、少なからず国内伝道出身者が存在した。
- (23) もともと、共和国末期に深刻化した失業と貧困対策として、民間福祉頂上団体が全国的に寄付をよびかけたものであった。ナチ体制下の冬季救済事業については、Sachße/Tennstedt, 1992, S. 120ff; Hammerschmidt, 1999, S. 160ff.
- (24) 翌一九三四年には三七〇万人、一九三九年には二二〇万人と、当時の全人口の一五パーセントを数える未曾有の大組織となった。Sachße/Tennstedt, 1992, S.117.
- (25) Kreuz, 1936, S. 396f; Hammerschmidt, 1999, S. 193ff. もともと、これは、民間福祉団体のなかでリーダーシップを握ろうとするナチ民族福祉団と、国内伝道、カリタスの熾烈な駆け引きの結果の妥協策であった。国内伝道は、カ

リタスをライバルと見なし、ナチ民族福祉団との協力——あるいは融合——をも検討していたが、カリタスはナチ民族福祉団が直接指導的立場に立つことには頑強に抵抗した。

- (26) 例えば、一九三三年のライヒからの民間福祉団体への補助金二千万ライヒスマルクは、一九三三年にはわずか百六十万ライヒスマルクへと落ち込んでいる。Sachße/Tennstedt, 1992, S.135f. ただし、カリタスは自己資金率が高く、経済恐慌下の銀行破綻によって大打撃をこうむった国内伝道に比べ、財政状況は比較的安定していた。

Hammerschmidt, 1999, S. 294ff.

- (27) Sachße/Tennstedt, 1992, S.136.

- (28) 以下、募金活動をめぐるコンフリクトについては、Wollasch, Hans-Josef, „Caritasarbeit unter Diktatur: Zur Bedeutung von Caritasgemeinschaften im Dritten Reich“ in: *Caritas 74. Jahrbuch des Deutschen Caritasverbandes*, Freiburg 1975 (以下、Wollasch, 1975(a) と略記)、S. 270-290, Hammerschmidt, 1999, S. 320ff.

- (29) Schreiben Kreuz an Hilgenfeldt vom 22. März 1937, abgedruckt bei Wollasch, 1975(a), S. 286f. 冬季救済事業の募金活動には、カリタスをはじめとする民間福祉団体も共同で参加しており、募金収入の一部は民間福祉団体にも分配されることになっていた。しかし、こちらも次第にナチ民族福祉団にほとんどが流れるようになり、資金源としてはほぼ意味をなさなくなった。

- (30) Wollasch, 1975(a), S. 281ff.; Gatz, 1982, S. 341.

- (31) Sachße/Tennstedt, 1992, S.139f.

- (32) *Ibid.*, S. 130f.

- (33) Borgmann, 1972, S. 97.

- (34) 以下は、*Ibid.*: Wollasch, 1997, S. 244. ただし、⁵ ついでに論者によって数値は異なっており、正確な数は確認できない。

- (35) Sachße/Tennstedt, 1992, S.130f.; Wollasch, 1997, S. 243.

- (36) 当時、遺伝性と考えられていた、先天性の知的障害、統合失調症、躁鬱病、癲癇、ハンチントン病、盲・聾・啞、重度の身体障害（奇形）・アルコール依存症——に罹患した男女。ただし実際には、遺伝とは無関係の病者・障害

- 者、「精神薄弱」とみなされた「非行」青少年、「反社会的分子」なども対象になった。
- (37) 断種法に対するカトリック教会の対応については、Wollasch, Hans-Josef, „Kirchliche Reaktionen auf das „Gesetz zur Verhütung erkrankten Nachwuchses“ vom Jahre 1933“, in: *Caritas 74. Jahrbuch des Deutschen Caritasverbandes*, Freiburg 1975 (以下「Wollasch, 1975(b)」と略記), S. 290-306; Nowak, Kurt, „Euthanasie“ und Sterilisierung im „Dritten Reich“. Die Konfrontation der evangelischen und katholischen Kirche mit dem „Gesetz zur Verhütung erkrankten Nachwuchses“ und der „Euthanasie“-Aktion, Göttingen 1978, S. 106ff; Richter, Ingrid, *Katholizismus und Eugenik in der Weimarer Republik und im Dritten Reich*, Paderborn u.a. 2001, S. 367ff; 河島「前掲書」第四章「ナチス優生政策とキリスト教会」カトリックにしろは一三四頁以下。
- (38) 結婚と家族を持つ権利、身体を保護される(傷つけられない)権利は、国家に先立って全ての人に認められているとの理由による。ピオ十一世著、岳野慶作訳解『カステイ・コンスビー——結婚の倫理』中央出版社、一九六六年、七七頁以下。
- (39) イエズス会士のムッカーマン(Hermann Muckermann)、カリタスともゆかりのあるマイヤー(Joseph Mayer)など。両者の断種をめぐる議論については、大久保里香「ドイツにおけるカトリックの断種論と『遺伝病子孫予防法』」『西洋史論叢』(早稲田大学)四〇号、二〇一八年、八三―九六頁、特に八六―九一頁。ただし、優生学の広がりにはエリート層に限られていた。カトリック世界における優生学については、Richter, 2001.
- (40) Wollasch, 1975(b), S. 292f; Nowak, 1978, S. 111ff.
- (41) Wollasch, 1975(b), S. 297; Nowak, 1978, S. 114ff.
- (42) Frings, Bernhard, *Zu melden sind sämtliche Patienten... NS-Euthanasie' und Heil- und Pflegenstellen im Bistum Münster*, Münster 1994, S. 13f, 120.
- (43) 断種手術を受けたものの多くは施設から退所することが認められたため、断種法自体が、施設収容の縮少による福祉費用の削減を狙ったものであったともいえる。Wollasch, 1975(b), S. 298.
- (44) *Ibid.*, S. 294f; Nowak, 1978, S. 114ff; Richter, 2001, S. 418ff.
- (45) アルコール依存症患者保護施設において男性患者の断種を拒否した女性ソーシャルワーカーの例など。「国家の

見解は、カトリック教会のそれと一致しない」と公然と発言し、「宗教的心情を行為で示す」ことよって、「ドイツ民族全体の福利を損なった」として、一カ月の禁固刑を言い渡された。Wollasch, 1975 (b), S. 306. 現場の従事者の葛藤については、Richter, 2001, S. 432ff.

(46) Wollasch, 1975 (b), S. 297ff.

(47) 「安楽死」作戦は、小児科医が主導した「子どももの安楽死」、ポーランドでの親衛隊保安部による精神病患者の大量射殺、強制収容所の囚人・外国人強制労働者の「安楽死」など、様々な場において、それぞれ異なるイニシアティブで行われた組織的な大量殺害の総称である。「安楽死」については、さしあたり、邦語では下記を参照。エレンスト・クレー（松下正明訳）『第三帝国と安楽死——生きるに値しない生命の抹殺』批評社、一九九九年、木畑和子『第三帝国と「安楽死」問題——「安楽死」のいわゆる「中止」まで』『研究紀要（東洋英和女学院短期大学）』二六（一九八七）、二二—三七頁、同『第二次世界大戦下のドイツにおける「安楽死」問題』井上茂子ほか著『1939。ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』同文館、一九八九年、二四三—二八三頁。日進月歩で進んでいるドイツへの研究状況については、Kaminsky, Uwe, „Die NS-„Euthanasie“: Ein Forschungsüberblick“, in: Arbeitskreis zur Erforschung der nationalsozialistischen „Euthanasie“ und Zwangssterilisation (Hg.), *Tödliches Mitleid. NS-„Euthanasie“ und Gegenwart*, Münster 2007, S. 15-46.

(48) カリタスと「安楽死」については、ヴォラシユの一連の論者が今なお主たる先行研究である。Wollasch, Hans-Josef, „Caritas und Euthanasie im Dritten Reich“, in: *Caritas 73. Jahrbuch des Deutschen Caritasverbandes*, Freiburg 1974, S. 61-85; ders., *Ein Jahrhundert der Sorge um geistig behinderte Menschen. Bd. 2. Aufbau und Bedrängnis: Die erste Hälfte des 20. Jahrhunderts*, Freiburg i. Br. 1980; ders., „Geistig behinderte Menschen zwischen „Caritas“ und Nationalsozialismus“, in: *Caritas 81. Jahrbuch des Deutschen Caritasverbandes*, Freiburg 1982, S. 350-368; ders., „„Euthanasie“ im NS-Staat: Was taten Kirche und Caritas?“, in: *Communio. Internationale katholische Zeitschrift*, 13 (1984), S. 174-189.

(49) 「安楽死」作戦の本部がベルリン、ティアガルテン通り (Tiergartenstraße) の4番地におかれたことから、非公式に「T4」呼ばれた。

(50) Wollasch, 1974, S. 69. アンケートおよび各施設からの回答は「Archiv des Deutschen Caritasverbandes (以下「ADC

- と略記), 732.27.030. Fasz.01.
- (51) Wollasch, 1974, S. 69.
- (52) 「安楽死」に対するカトリック教会の対応は、Nowak, 1978, S. 158ff; Höllen, Martin, „Katholische Kirche und NS-„Euthanasie““, in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, 91 (1980), S. 53–82; Schmuhl, Hans-Walter, *Rassenhygiene, Nationalsozialismus, Euthanasie. Von der Verhütung zur Vernichtung lebensunwerten Lebens, 1890–1945*, Göttingen 1987, S. 346ff. 史料集「ユダヤ」Neuhäuser, Johann, *Kreuz und Hakenkreuz. Der Kampf des Nationalsozialismus gegen die katholische Kirche und der kirchliche Widerstand*, 2. Teil, o.O., S. 354ff.
- (53) 沢田和夫注解『ヒト十二世著『ヒトナチ・コロポリス——キリストの神秘体』中央出版社、一九六〇年、一三二項以下。
- (54) Wollasch, 1974, S. 73ff; ders., 1980, S. 98ff; S. 155f. ただし、これらの証言は、一九五九年になって改めて行われたカリタス連盟の一斉アンケートの回答から得られたもので、分析には注意を要する。このアンケート自体、「我々カトリックの慈善施設が清廉潔白であることを歴史の前に示す責任」ゆえに実施されたもので、質問項目のなかには「移送を阻止する」ことは可能でしたか?」との問いもある。一九五九年のアンケートとその回答は、ADC, 732.27.030. Fasz.02; Becker, Carl, „Die Durchführung der Euthanasie in den katholischen caritativen Heimen für geistig Behinderte“, in: *Jahrbuch der Caritaswissenschaft 1968, Freiburg, 1968*, S. 104–119. また、同じくしたサポーターシートを含むた行為を「抵抗」とみなすことが出来るかどうかは議論の余地がある。参照: Schmuhl, Hans-Walter, „Was heißt „Widerstand“ gegen die NS-„Euthanasie“-Verbrechen?“, in: *Historia Hospitalium*, Bd. 29, Jg. 2014/15, 2016, S. 237–255.
- (55) 戦局が悪化するなかで、カリタスの病院・施設を野戦病院や緊急医療施設として転用するため、患者の移送が行われたが、戦後には患者がまた戻ってきた例も報告されている。移送命令の時期、施設のおかれていた諸状況、施設内の人的構成などによって対応は様々であり、個別に検証される必要がある。数少ない事例研究として、Tröster, Werner, „Die ganze Front stand voller Neugieriger, die aber lautlos zusahen“, „Euthanasie“ an Geisteskranken, dargestellt am Beispiel der Heilanstalt Warstein“, in: Wagener, Ulrich (Hg.), *Das Erzbistum Paderborn in der Zeit der Nationalsozialismus. Beiträge zur regionalen Kirchengeschichte 1933–1945*, Paderborn 1993, S. 333–363; Frings, 1994.

- (56) Becker, 1968, S. 107ff.
- (57) Gatz, Erwin, „Die sozial-caritativ tätigen Orden in der Zwischenkriegszeit“, in: Gatz, 1997, S. 234–239, hier 234.
- (58) カリタスへの様々な妨害、弾圧に対して、クロイツはドイツ司教会議にその都度状況報告を寄せ、教会による組織の防衛と庇護を求めている。確かに司教らは政府に度々抗議を行い、バチカンからも、コンコルダート違反として、再三再四ドイツ政府への申し入れが行われた。しかし、ナチ体制と決定的に対立し、コンコルダートの破棄にいたることを恐れたバチカン、そして司教らの対応は、決定的瞬間にあつてもしばしば抑制的なものにとどまった。Wollasch, 1997, S. 242.
- (59) 国内伝道に比して、カリタスの「安楽死」の過去との取り組みは遅れているが、近年、各施設・病院での史料の開示や祈念事業が徐々にはじまっている。例えば、Immenkötter, Herbert, *Menschen aus unserer Mitte. Die Opfer von Zwangssterilisierung und Euthanasie im Dominikus-Ringelsen-Werk Ursberg, Donauörth 1992*; Josefs-Gesellschaft e. V. (Hg.), *Zwischen Fürsorge und NS-Ideologie. Einrichtungen der Josefs-Gesellschaft in der Zeit der Euthanasie*, Münster 2001; Sirl, Sr. M. Benigna/Pfister, Peter (Hg.), *Die Assoziationsanstalt Schönbrunn und das nationalsozialistische Euthanasie-Programm*, Regensburg 2011.